

参加された皆さまの発言を尊重して、修正せず当日発言された内容を掲載することを基本にしていますが、下記のとおり掲載にあたって配慮を行っています。

- ・ 発言者については氏名を記載せず、委員については委員と、経済産業省職員については経済産業省と、北海道経済産業局職員については北海道経済産業局と、神恵内村職員については神恵内村と、NUMO職員については NUMO と、ファシリテーターについてはファシリテーターと、テーブルファシリテーターについてはテーブルファシリテーターと記載しています。
- ・ 個人名の特定につながり得る発言等、文書として公開するに当たって配慮が必要な部分については、一部加工しています（「〇〇」と記載）。
ただし、経済産業省職員、北海道経済産業局職員、神恵内村職員、NUMO 職員、ファシリテーター、テーブルファシリテーターの氏名が、発言中にある場合は、そのまま記載しています。
- ・ 記載することで発言の内容がわかりやすくなり、かつ発言中の議論に影響を与えないものについては、一部加工しています。

神恵内村 対話の場（第11回）会議録

1. 日 時：2022年12月5日（月）午後6時30分から午後8時33分

2. 場 所：神恵内村漁村センター

3. 会議録：

（1）開会

○ファシリテーター

皆さん、こんばんは。定刻になりました。今日は、第11回の神恵内の対話の場をこれから始めさせていただきたいと思います。

それでは、運営委員会の報告を最初にしていただいて、始めていきたいと思います。では、前回の運営委員会の報告を事務局からお願いします。

（2）運営委員会の結果報告

○NUMO

改めまして、皆さまこんばんは。NUMO 神恵内交流センターの川名です。事務局から11月21日に開催されました運営委員会について、ご報告をさせていただきます。

ご報告は2点ございます。1点目は、本日第11回の対話の場の内容と進め方について、でございます。今回は、お手元に次第があると思うのですが、次第のとおり大きく2つの内

容で対話の場を進めたいと考えてございます。まず、文献調査の進捗状況。こちらにつきましては、国の審議会を踏まえた NUMO からの報告となります。次に、交付金制度と活用の考え方。こちらにつきましては「交付金制度」、そして「村の将来について語ろう」という 2 つのテーマで、各テーマとも 2 つのテーブルに分かれてテーブルワークを行っていただきたいと考えてございます。後ほど、大浦さんから今回のテーブルワークの趣旨や進め方などについて、もう少し詳しくご説明をさせていただき予定でございます。また、テーブルワークに移る前に、本日は北海道経済産業局の畠山課長、そして神恵内村の高田課長から、こちらもお手元にお配りしてございます資料に沿って、委員の皆さまに情報提供とご説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上の内容を運営員会で確認してございます。本日はこのようなかたちで進めさせていただくということよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続いて 2 点目ですが、第 12 回以降のテーマについて運営委員会で少し話をしたところでございます。後ほど、大浦さんのテーブルワークの進め方の中でも説明があると思えますけれども、第 12 回こちらについては、今、各テーブルのテーマを入れ替えて、もう一度、今回と同じテーマを扱おうと考えているところでございます。第 13 回以降につきましては、地域振興に係るその他のテーマとか、あるいは放射線関係など委員の皆さまの関心も踏まえながら、引き続き運営委員会で検討してまいりたいと考えてございます。

大浦さんから何か補足はございますでしょうか。

○ファシリテーター

どうもありがとうございます。運営委員会の報告、今のようにありましたが、運営委員の方おいでになってはいますが何か補足とか、ここ違うんじゃないかとかありますか？ ございませんか。無ければ運営委員会の報告、どうもありがとうございました。

○NUMO

事務局からは以上です。

○ファシリテーター

どうもありがとうございます。今お話しがあったように、次回はそういうかたちで、今回と同じようなテーマを扱おうと思っておりますが、それ以後のテーマについても、いろいろと相談をさせていただいております。重要課題もたくさん出てきますので、いつもどおり、ここから対話の場の初めのところのお話をさせていただきたいと思っております。

例によって今日も対話の場、僕と

○ファシリテーター

佐野です。

○ファシリテーター

2人で運営させていただきます。よろしくお願いいたします。

今日もご参加いただき、ありがとうございます。今日のメンバーを確認しましょう。事務局には NUMO の事務局の方。経済産業省の方、北海道経済産業局からお二方、ご説明のために来ていただいております。道庁の方。道庁からも今日おいでいただいております。役場の方。皆さん、よくご存知ですね。役場の方にも、ご説明係として今日は来ていただいております。あと、テーブルにテーブルファシリテーターが入っております。今日はちょっと人数を少し多めにしております。テーブルに入っている人数も多いので多めにしております。それと、記録係で入ってくださっている方。この方々がいつも付箋を書いてくださっています。よろしくお願いいたします。全員紹介しましたかね。大丈夫ですかね。今日、僕はちょっとなんか調子がおかしい気がする。今、運営委員会の報告をして、この後、文献調査の進捗状況について NUMO から説明があります。前回の振り返りをしながら、今日のお話に入っていくという流れです。

いつものことですが、NPO 法人、私たちのモットーとしては、簡単に言うと、答えを誘導するとか、あらかじめ答えが決まっている場には関わらないというのが私たちのやり方で、今日も変わらずやらせていただきたいです。そもそも、この場に立っている目的、この場の目的というのは、もちろん皆さん方のため。皆さん方が落ち着いて、安心してお話ができる場を作りたいと願っています。ただ、それだけではなくて今日、今この動画を見てくださっている方もいらっしゃると思いますが、神恵内のことを心配してくださっている方がたくさんいらっしゃいますのでその方々だとか、あるいは 10 万年先の安全について我々は議論しなきゃならないので、将来世代に対しての責任も感じながら場の運営をしていければなと思っております。この対話の場の約束ですが、これは第 1 回の時に対話の場の約束として皆さん方と合意したものでしたね。皆さん、せっかく来ていただいているので安心してお話できる場を作りたいので、一人で場を独占してしまったり、長い時間お話をしたり、あるいは人の話を否定したりするのは止めましょうということをお願いしております。こんなルールで始めているのですが、この辺のルールとかは決まりではなくて、皆さん方の状況が変われば変えて行こうということでも最初にお話したとおりです。今、気持ちが変わっていて、「もうちょっとこうしたほうがいい」とかあれば、提案いつでもお受けいたしますが、いかがでしょうか。

特になければこのままで行こうと思いますが、よろしいですかね。

ではこれで進めさせていただきますと思います。

ここまで話しをしたところで、先ほどのお話にありました文献調査の進捗状況について NUMO から報告があります。よろしくお願いいたします。

(3) 文献調査の進捗状況について

○NUMO

皆さん、こんばんは。NUMO の技術部の兵藤と申します。よろしくお願いします。

それでは文献調査の進捗状況につきまして、15 分ほどお時間いただきまして、簡単に説明させていただきます。

これは去年ぐらいからお示ししている全体の流れですけれども、ここにありますように、(1) 番で開始して、(2) 番でまず文献・データを収集して、こちらにつきましては9月に文献・データを集めたリストですね、760 ぐらいというのを説明させていただきました。それが大体終わりました、今は、この文献・データに基づく評価に入っております。これにつきまして、9月に文献・データに基づく評価の進め方、イメージですけれども、上のほうと下のほうがありまして、上のほうは集めた文献・データを読み解いていくという作業。それから下のほうは、それと同時に、それを使ってどう評価するかという評価の考え方をまとめていきます。それを国の審議会で見いただくということを説明させていただきました。こちらの審議会が11月末に第1回目が行われましたので、こちらのご説明。それから、上のほうの収集とか読み解きについて、下のほうに書いていますけれども、この(注1)①のところですが、断層とか火山とかの有識者の方に「集めましたけど漏れはないでしょうか」とか、「情報を読み解いていますけれども特に変な方向に行っていないでしょうか」とか、そういうことを行っておりますので、こちらのご報告をさせていただきます。

まず一番の有識者の方にご意見を聞いた結果です。中身としては、「集めました文献・データに漏れがないですか」という話と、それから、純学術的に、地層処分の文献調査として評価ということではなく、断層の情報の読み取り方や火山の情報の読み取り方が妥当か、ということをお伺いしております。ここでの有識者というのは、国の審議会とは別の方です。こちらにありますように、もちろん火山とか活断層のご専門の方なんですけれども、地層処分について理解をいただいている専門家の方がいらっしゃいますので、こちらの方にご意見をいただいております。まず一つ目が、収集しました文献データ、こちらに不足がないか漏れがないですか、というお話です。結論といたしましては、「概ね妥当です」というご意見をいただいております。念のために、こういったものも集めておいたほうがいいよ、というご意見もいくつかいただき、それは既に収集をしているところがございます。二つ目が、文献データからの情報の読み取り方について妥当ですか、というご質問をさせていただいております、こちらのほうも「概ね妥当です」というご意見をいただいておりますが、いくつか「こういったことをやったらいいんじゃないか」ということでいただいております。一つ目が、細かいのですが、地質図等も集めて読んでおりますが、それを我々なりに整理してまとめているんですけれども、地質図にまた再整理をしているのですが、それを書き表すときには、JIS 日本工業規格にルールがあるので、集めた文献では少しばらついているもの

がありましたので、「JIS 規格を使って表記を統一したほうがいいんじゃないんですか」というご意見を頂いています。それから 2 つ目は、これは当たり前といえば当たり前なんですけども、文献は研究論文等もございますので、「書いた人の解釈そういったものが含まれているので、留意して読んでいってください」というご意見をいただいております。いただいた有識者の方、下にありますような 5 名の方にご意見をいただいております。こちらにつきましては、もう少し議事としてはありますので、もう少し整理して NUMO のホームページにこれから公表させていただきたいと思っております。

それから収集関係につきましては、9 月にご紹介いたしました 760 で「概ね集めました」と申し上げましたが、「必要があれば追加していきます」ということも申し上げておりました。いくつか追加したのが出てきておりますので、これはまたまとめまして、追加分をこれからお示しさせていただきたいと思っております。収集と読み解き、最初の一つ目のテーマこちらでございました。

次に、先月 11 月 29 日に国の審議会、具体的な名前といたしましては「地層処分技術ワーキンググループ」、WG と書いておりますがワーキンググループ（作業部会）が開催されました。そこで、NUMO なりに考えました文献調査の評価の考え方を説明させていただきましたので、こちらについて簡単にご紹介させていただきます。まず、ワーキンググループについてです。審議事項としては、こちらにありますように NUMO が作成しました「文献調査段階の評価の考え方の（案）」について、技術的・専門的な観点から議論・評価をしていただくということです。委員の構成といたしましては、下にあるような委員長を入れて 12 名です。こちらの専門家の方で構成されています。右側にカッコ書きで、名前、お立場の何々大学なんとか教授という右側にカッコ書きで何とか学会推薦ということが書いてあります。こちらは審議の中立性・透明性を確保する観点で、各関連学会に推薦を依頼して、推薦をされた先生方で構成されているということでございます。

7 ページに 11 月 29 日にこちらから説明した内容でございます。一番最初の黒丸です。一回では説明できませんで、全体としてはここにありますように、考え方をⅠ.最終処分法で定められた要件の具体化、Ⅱ.項目ごとの基準、Ⅲ.その他の評価、という全体の構成で説明しまして、少し時間が、一回では足りませんので 11 月 29 日は、この内のⅠとⅡの一部を説明させていただいております。

まずⅠです。最終処分法で定められた要件の具体化。難しいことをそのまま言っておりますが、「最終処分法で定められた要件」と言いますのは、この表にあるような内容です。地層処分について規定をされております最終処分法というのがありまして、その中に「文献調査から概要調査に行く時には、この要件を満たした所から概要調査の地区を選んでください」ということが書いてあります。それがこちらにありますように、やや具体的ではない書き方なんですけれども、「地層著しい変動の記録がないこと」、「おそれが少ないと見込まれること」。それから、こちらはもう少し具体的ですが、「鉱物資源」、それから「第四紀の

未固結堆積物」といったことが要件として挙げられております。特に、「地層の著しい変動」というのが、なかなか具体的ではありませんので、これを今回 NUMO として基準を設定して具体化をしましたので審議をお願いします、ということです。これが一つ目です。これを具体化するにあたり、これは 9 月の段階でも少し申し上げておりましたが、基となる参考資料として科学的特性マップ、この図ですけれども、この図が先ほど申し上げました地層処分技術ワーキンググループで議論をされて、その結果、「マップはこういうふうに書いたらいいんじゃないですか」ということは決まっていますけれども、前半のところ、「火山はこういうふうに考えたらいいでしょう」とか、「断層はこういうふうに考えたらいいでしょう」というような基本的なことが議論されておりますので、それをまず参考にします、ということ。それから、表がありますけれども、原子力の審査をする原子力規制委員会というところがあります。お隣の泊発電所も原子力規制委員会の審査を受けていますけれども、原子力規制委員会のほうで地層処分の文献調査とか概要調査とか精密調査とか、その調査の時に「こういうことを考慮してください」というのが今年の 8 月に公表されました。具体的にはここにありますように、断層、火山、侵食、鉱物資源について、こういうふうにご考慮してください、ということが公表されましたので、これももちろん規制委員会ですので、要請されておりますので、こちらを基にして具体化をするということでございます。このⅡ番に「項目ごとの基準」と書きましたけど、結論から言いますと、7 つに分けて基準を具体化、項目ごとの基準を作りました、ということで 11 月 29 日はその 7 つの中の 2 つ、「侵食」と「第四紀の未固結堆積物」の基準を説明させていただいています。残りの 5 つは何かと言うと、「断層」があって、「火山」があって、「鉱物資源」があります。あと 2 つは、火山に少し近いんですけど、「地熱」と、それから「地下水の pH が低いとか、そういった化学的な影響」と、全体で 7 つをこれから説明していきますが、その中の 2 つを 11 月 29 日に説明させていただきました。この 2 つについて、こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

「侵食」はなかなか難しいのですが、図を用いて説明させていただきたいと思っております。基準で言いますと、(イ)に絞って説明させていただきます。「最終処分場は 300m より深い所に埋めて下さい」と要請をされています。法律で決まっています。それが現在、これからは造ることができたとして 300m よりも深い所に処分場を設置します。これが 300m より深い所でも良い地層があれば 500m でもいいんですけども、ここでは仮に、ここが 300m だとします。そうすると、隆起という現象がありまして、すごい長い時間には、地面がだんだん上に上がっていくという現象があります。基準としては、10 万年経った後に地面が上がって行って、それが川とかで削られるということが考えられますけれども、そうやって削られていくと、埋めた深さがどれくらい減るかということです。この基準では、削られていてもいいですけども「10 万年後には 70m は残るようにしてください」という基準です。70m は何から来ているかと言いますと、東京や札幌ですと地下鉄がある程度の深さにありますけれども、そういうもののデータを取りますと、人間が一般的に地下の構造物を造るの

は 70m ぐらい。それよりも深い所に処分場があれば、人間の活動と接触することはないだろうということで 70m ということ。これは規制委員会の元々の規制の中にありますけれども、そこから持って来られたような数字です。ですから、「侵食」としては、これから隆起する傾向があって、それが 10 万年後に隆起した分が削られたとしても 70m は残る、逆に言うところ「70m が残らないような隆起のスピードが非常に早い所は避けてください」という基準です。ちなみに神恵内、こちらのほうですと、3 月に少しご説明させていただいたのですが、過去 10 万年ぐらいに出来た地形が今、数十メートルぐらいの高さにあるという文献のデータがあります、ということをご説明させていただきました。これがそのまま傾向として続くとすると、10 万年後には数十メートルくらい上がる可能性があります。それが川とかで保守的に全部削られたとしたら、それでも 10 万年後には数十メートル削られるので、そうすると 300m の深さに埋めておいて、数十メートル削られたとしても残りは二百数十メートルですので、この 70m よりは十分確保できるでしょうというような計算になります。少しこんがらがったかもしれませんが、もしあれでしたら後でご質問いただければと思います。一つがこの基準でございます。

もう一つは、未固結のほうです。こちらは 300m より深い所に、トンネルを建設するとき未固結であると、はなからトンネルを造ることができないでしょ、ということで文献の段階でそういう所が分かれば、早めに外しておきましょう、という基準です。こちらの基準としては、こういった未固結堆積物というだけではなく、もう少し詳しく、強度自体はそういう深い所には文献の段階でデータがありませんので、こういう所は避けましょう、というようなかたちになっています。こちらにつきましても、神恵内村では温泉関係の 1,000m ぐらいのボーリングが、こちらは 3 月にご紹介させていただきましたけど、それを見ると、そういった軟らかいのはあくまで地表のほうだけであって、300m より深い所は岩盤であって、こういう物は無いということが分かっておりますので、こちらの基準からすると、この基準はクリアするんじゃないかということが言えると思います。

これが 11 月 29 日に説明させていただいた内容でございます。これにつきまして 9 ページ 10 ページでは、先ほどの 12 名の専門家の方々からご意見が出た、その内容を簡単に示させていただいております。いくつかありますが、一つ大きいのは、基準は基準でそれでもいいでしょう、と。ただ、基準に合っているかどうかを評価するために、文献・データを使ってどう評価するか、その手順をもう少し具体化したほうがいいんじゃないか、というのが一つのご意見です。それから、ここにありますが、文献・データではなかなか分からない場合があって、その場合は、そこで判断するのではなく、次に行って調査をすることが、それは妥当だと思われるんですけども、その場合に、次の段階ではどういう調査をしたらいいかとか、そういったことをそれに合わせて示したらどうか、というご意見です。それから、先程の法定要件、火山や断層というお話をさせていただきましたが、それ以外の地下水とか地質がどういうふうに進んできたか、そういったことをその他の評価の中でやったらいかですか、というご意見。最後は、今回説明させていただいておりますけれども、

まさに地域の皆さまにどういう検討がされているかというのをご理解いただけるようにちゃんと説明をしてください、とのご意見がありましたので、今日ご説明させていただきますが、今後も引き続きご報告させていただきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ファシリテーター

ご説明ありがとうございました。最後に、「地域の方にこのような内容についてご理解いただくことが重要だ」と委員のご指摘もありましたが、皆さん、ご理解いただけただしょうかね。ちょっと難しいですよ。難しかったですね。あと、今何か質問がありますか？ 皆さん方から質問がありますか？ オンマイクで今プレスも入っていますし、生中継も流れてる状況ですが、よろしければ質問があれば。あと、もしもご希望があれば、この文献調査だとか、地層処分の技術的な問題について、この後、違うテーマを扱うので地層処分の技術的な問題について扱うテーブルを一個新設して、そちらに移っていただいても構わないんですけれども、前回席を移っていただきましたよね。あんな感じで新しいテーブルを作ってください構わないんですけれども、移りたい方いらっしゃいませんか？ もう少しこの話を聞きたいとか。後で気が変わって、話が始まっても、やっぱりあの話がしたいというのがあれば、途中からでも、グループワークを始めてからでも作ることができます。でも、佐野さん、分かった？

○ファシリテーター

いやー。なんか難しい言葉が。未固結なんかとか、ちょっと分からない言葉がいっぱいあったりしました。侵食もよく分からない。

○ファシリテーター

一つ二つ、分からないこと聞くかい？

○ファシリテーター

時間もあれですけど、どうしましょうかね。

○ファシリテーター

一個だけ聞こうか。

○ファシリテーター

未固結堆積物というのは、どういう物のことを未固結堆積物と言うんですか？

○NUMO

具体的に言いますと、ここに書いてある内容ですが、大雑把に言いますと、地表ですと、土砂とか砂礫とかありますよね。ああいった物が地下深い所にもあると考えるとすれば、そういうのが 300m より深い所であれば、しかも層厚が厚さとして 100m くらいあったとすると、とてもじゃないけど地層処分場のトンネルは掘れないでしょうと。そういった感じで考えていただければ。

○ファシリテーター

固まっていない砂とかみたいなものが、地層の中にもあるということ？

○NUMO

まず普通はないんですけれども、文献で分かるほど、そういうものが地下にあるというのははっきり分かっているのであれば、この段階で外しておきましょう、という考え方です。

○ファシリテーター

ありがとうございます。

○ファシリテーター

一つだけですけど聞いていただきました。今日の皆さん方の資料で言うと 7 コマ目から後ろが、要はこの後、文献調査が終わった後に概要調査に進めるか進めないか、ということを決めるための基準をこういうふうに決めました、ということなんです。実はこの対話の場にとって、皆さん方にとって、とても大事なお話が後半出てきたんですけれども、何か前半も難しい後半も難しいので結構大変だったと思うので、これは一度時間を取って、文献調査の評価の方法だとか、評価の結果については、がっちりみんなで話し合う時間というのを改めて取りたいと思います。今日この場で全部理解して OK とはならないかなと思いますので、そのへん運営委員会と・・・。

○委員

文献調査に進むか進まないかという問題があります。これは、国では今は「自治体や知事が進まないと言うのであれば、それ以上は進めない」ということを言っているんですけど、それは法律で決まっていらないんですよ。だから今まで、例えば幌延の問題一つとっても、後から約束したことが破られているのがあるわけですよ。だから、今ね、法律にないことを「前は進みませんよ」と言っているけど、解釈が変われば前を進めるということになるんじゃないんですか。その辺はちょっと確認してください。

○ファシリテーター

ありがとうございます。どうでしょう今のお話。国のほうからお答えいただけますかね。

○経済産業省

ご質問ありがとうございます。資源エネルギー庁放射性廃棄物対策課の下堀です。

まず、最終処分法上は、文献調査を終えて概要調査に進むかどうかのときには、経済産業大臣が都道府県知事と文献調査を行っている地点の市町村長に意見を聴き、これを十分に尊重するということになっております。法律上はそうなっていますが、そのうえで国会の中でもご質問いただいている、国会で「もし、都道府県知事とか市町村長が先に進むのを反対と言えどどうするのか」という質問に対しては、経済産業大臣が国会の中で「反対と言われれば先には進みません」というのを明言しております。それは、何人も明言しているということでありまして、国としては「反対」と言われれば先に進まないという立場にいるというところでございます。

○ファシリテーター

ありがとうございます。とりあえず、そういうふうな回答なので、答えとしてはよろしいですかね。今、過去に「言った約束を破った事例もあるだろう」ということで本当にどうなのかということについて確認していただいたというところですか。ありがとうございます。ただ、文献調査のことではなくて概要調査に進むかどうかという話でしたね。

それでは、この話については一回ここで終わろうと思います。いいですかね。聞きたいことがあったら、後でいくらでも聞けますので、テーブル作ることができますので、またやりましょう。どうもありがとうございました。

それでは、前回の振り返りをしたいなと思っています。前回どんなお話をしたのかというと、第9回のときは、みんなでテーマを定めずにいろんなテーブルに分かれて、皆さん方でいろんな話をしましたね。一つは、シンポジウムとかのイベントについてお話をしたテーブルがあって、「地質学者の意見を聞いてみたい」とか、「議員視察をしてほしい」という意見が出たり、あと今日のテーマと関わります「地域おこし」や「交付金」については、「使い道について役場と意見交換をしたい」とか、「人を集めるために何をすべきなのか、できるのかということをもみんなで考えたい」といったようなご意見をいただきました。あとは、「技術的課題」についてもたくさん意見をいただいて、「埋め戻した後に、誰がどうやって管理するようになるのか」、「放射線の防護方法」については、「本当に放射線でなんかの被害が出てきたときに、それは法律で決まっているのか」という問いかけがあったんですけども、これについては宿題が残っているので、前回即答できなかったのも、後で答えてもらいます。それと、モヤモヤしてること、地層処分についてモヤモヤしてることとお話したい、というテーブルがあって、「若い世代の人たちに気にしてほしい」、「何とかして自分ごと化してほしい」、「なぜ神恵内の人たちだけが、いろんな話をしてるんだ」とか、いろんなお話が出てきたと思います。ということをお前回やりました。先程言っていた宿題が残っちゃ

ったやつ。「放射線で、もしも何らかの被害が出たときに補償って一体どういう仕組みになっているのか」ということについて、前回ちゃんと即答できなかったということで次回に持ち越しになりました。回答していただければと思います。お願いします。

○NUMO

NUMO 神恵内交流センターの紫藤でございます。ただ今スライドに映させていただいております前回、積み残しになってしまいましたご質問というのが、「補償については決まっていらないのか」というご質問をいただいております。お答えにつきましては、こちらにも書いてありますけれども、「処分事業における一義的責任は、事業の実施主体である NUMO が負います。安全規制への適合・遵守にとどまることなく、安全性の向上に向けて不断に取り組む義務を有しています」。また、「NUMO は、原子力損害賠償制度に基づく賠償責任を負います」なお、「経済事情の著しい変動、天災、その他の事由により NUMO が業務を行うことができなくなった場合には、国が必要な措置を講じる」ことが法律で定められています。

お答えは以上でございます。

○委員

被ばく被害の補償についてですけれど、処分場が事故になった後、NUMO が事故対応をして、それがなかなか出来なく困難になったときに、NUMO は国に事故報告をして引き上げるが、法的に自己責任を免除するということになってます。その後、自己責任は誰が取るのかというと、「それはまだ決まっていない」とこの前、質問に対して答えていました。それは、決まっていらないんじゃないかって決めないんじゃないんですか。宙ぶらりんのまま、被ばく被害の犠牲は村民だけと。何の補償もないと。裁判にかけようと思っても、裁判する相手が見えないというような状況ですから、この被ばく被害というのは長く続きますからね。だから一自治体が補償するなんてことは無理なことです。この点ははっきりしてもらいたいと思います。

○ファシリテーター

分かりました。どうでしょう。今、一旦回答があったんですけども、そもそも皆さん、ちょっと話がついていけないんじゃないかなという気がしているんですけどもね。ちょっとこれの扱いというか、今の質問、この問題の扱いについて、どういうふうに扱っていくのかということについて、運営委員会とかで話し合いをしたいんですけども、どうですか？ そういう話で。やるとしたら、もうちょっと整理をしないと、法律がどうなっているんだとか、〇〇さんが言っている論点がどうなっているんだとか、それと今の回答がどう関わっているのかという関係が見えないと思うんですよね。何の話をしているんだか、ちょっとなんか空中戦が始まっているもので、この話を始めるとしたら、もうちょっと整

理しないと分からないような気がするんですよ。できれば一回、運営委員会の人と相談して、どうやればみんなに分かり易く、補償の問題なので、ひょっとしたらものすごく大事な問題かもしれないんですよ。何かあったときに、皆さん方に誰もお金払ってくれないんだとちよっと大変なことだと思うので、それについては相談させていただくという方法を取ってよろしいですか。いいですか。そういうかたちで一回相談して、どうすればみんなの問題にできるのかとか、みんなの問題にするとしたらどこの部分なのかみたいなことを相談させてください。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。大変大事な問題だと思います。

それでは、今日の話に入っていきたいと思います。今日の話ですけれども、盛り沢山で随分時間も押してきちゃったんですけれども、今日はこれから交付金や地域振興に関するお話を皆さん方でするのですが、それにあたって、まず過去の対話の場の中で、「交付金ってどんな制度なのか」とか、「交付金って一体どんな使い方ができるんだ」とか、「もっと自由に使わせる」とか、いろんな意見がありました。後でご紹介しますが、そういう意見がありましたので、それに対して今日、北海道経済産業局の方に来ていただいて、交付金の使い方についてと、その後、村役場のほうから、今まで電源立地地域対策交付金はどういう使い方をしてきたのか。あるいは、これからどういう予定があるのか、ということについてご説明いただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

(4) 交付金制度の紹介と活用の考え方について

○北海道経済産業局

私は北海道経済産業局電力事業課の畠山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、「電源立地地域対策交付金について」ということで、どんな制度で、どんなことに使えるのか、ということについて、そのあたりを中心にできるだけ分かり易く、この後のテーブルトークにつながるような話題提供ができればと考えております。

神恵内村さんにおかれましては、泊発電所の隣接地域ということで、1、2号機の調査の段階からご活用いただいておりますので、公共施設の入り口の看板だったり、広報紙ですとか、そういったところで交付金の名称自体は結構目にされる機会があったんじゃないかなと思います。我々も普段、役場のご担当者の方とはよく交付金の話はしますが、なかなか地域の方にお聞きいただく機会はなかなかありませんので、本日は良い機会をいただいたなと思っております。

資料のほうですけれども、お手元にお配りしております「電源立地制度について」というパンフレットの、すみません、在庫が無くてコピーで大変恐縮なんですけど、こちらのパンフレットをお配りしております。この中に詳細が書かれているんですけれども、非常に細かい

のと、なかなか分かりにくくて、今回のテーブルトークの中であまり関係ないところもありますので、私のほうの資料では、そこから抜粋をして、かいつまんでご説明をさせていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

1 ページでございますけれども、電源立地対策の制度趣旨ということでございますが、この枠の中を読ませていただきますが、「私たちの生活に不可欠な電気は、電気の生産地域によって支えられています」ということでございます。この電気の生産というのは、発電所だけではなく、関連施設も含まれます。それから、「電源立地地域対策交付金は、電源開発促進税を原資として」、これは下の図で後ほどご説明をいたしますけれども、「電気の生産地にも消費地が享受する恩恵の一部を還元するため、電気の生産地に対して交付されるものです」ということでございます。こちらの下の図をご覧くださいと思っておりますが、電気の生産地、まさに岩宇地域ですとか、そういった電気の生産地、交付金の名前にもなっていますが、電源立地地域と呼んでおります。ここから電気が供給されて、電気の消費地は主に都市部がたくさん消費をいたしますけれども、消費地については、大きな電源を抱えなくても何不自由なく電気を使うことができますので、このメリットと言いますか、恩恵を電源地域に還元するために、電気料金に課税をしております。これが先程申し上げた「電源開発促進税」という税金なんですけれども、それを一旦国で予算化をして、これを電源立地地域に交付金として還元しているということでございます。ちなみに課税額については、1kWh あたり 37.5 銭が電気代に上乗せされているということでございます。そうすることによって、電源地域にお住いの皆様のご理解とご協力のもと発電所の建設、運転を円滑に、そして国民生活や経済活動に不可欠な電気の安定供給につなげていくというのが、この制度の趣旨、目的でございます。

続きまして、「電源立地対策交付金の概要」ということでございます。パンフレットの 5 ページから抜粋したのですが、こちらの 5 ページをご参照いただければと思うんですけれども、これは電源種ですとか、それから交付されている期間ですとか、施設の状況によって期間や金額が変わってくるんですけれども、本日は時間に限りもございまして、テーマとしては、そういった細かいところが肝の部分ではないと思っておりますので、神恵内村さんに現在交付されているメニューのみ、ざっくりとご説明をさせていただければと思っております。今、神恵内村さんに交付されているのは、「電源立地等初期対策交付金」という交付金と「電力移出県等交付金」という、この二種類が交付されております。初期対策交付金というのは、その名前のおり施設の初期段階に交付されるものでございまして、電力移出県交付金については、県内の発電量よりも消費量が少ない、つまり移出する電力量が多い地域に交付されるのでございます。

パンフレットの 9 ページをご覧くださいと思っておりますけれども、対象となるのが、原子力、地熱、水力、火力、これまでベースを支えてきた電源種、それからの使用済み核燃料の貯蔵施設ですとか核燃料サイクル施設、それから深地層研究施設、幌延のような施設で

すね。それから、特定放射性廃棄物の最終処分施設といったものが対象になっております。この 9 ページの下のほうの図ですけれども、発電施設が上の方に 4 つありまして、ここについては、地域に発電所が建設できるかどうかという立地の可能性の調査。それから、環境に影響を与えるかどうかという調査、評価です。そして、発電所が運転を開始するまでのそれぞれの期間に応じて交付がされるものでございます。文献調査につきましては、下から 2 段目のところでございます。特定放射性廃棄物最終処分施設ということでございまして、最大 20 億円、年間 10 億円。概要調査については、最大 70 億円、年間 20 億円ということで規定されております。交付スキームですけれども、国から都道府県、それから都道府県を経由して隣接市町村、それから国から直接、所在市町村という流れになっております。後ほど、神恵内村の高田課長からもご説明があると思いますが、この交付金の一部については、都道府県を経由して隣接の市町村、泊村さん、共和町さん、それから古平町さんのほうにも文献調査の交付金の一部は交付されているということでございます。

それから、パンフレットの 12 ページをご覧くださいと思っておりますけれども、緑のページです。年間の道府県の県内の発電量から消費量を引いた移出電力量というものに交付単価をかけて限度額を算出いたします。これにつきましては、発電所の運転終了までの間、交付されるものでございます。また、基本的には都道府県に交付される交付金ですけれども、これを施設のある市町村、それから隣接の市町村へと交付することができます。神恵内村さんにつきましては、泊発電所の隣接地域枠として、道庁を経由して交付がされております。

続きまして、3 ページの「交付対象事業」でございます。パンフレットの 6 ページでございます。要するに、どういうことに使えるのか、ということでございまして、上から順番に申し上げますと、「公共用施設整備事業」ということで道路、水道、スポーツ施設、教育・文化施設の整備・維持・補修・運営などに使うことができます。これも後ほど高田課長からご説明があると思いますが、分かり易い例で申し上げますと、漁村センターさんの入口の所に平成 15 年度初期対策交付金という表示がございました。年度を見ると、おそらく泊 3 号機の初期対策の交付金でして、この建物自体は、おそらく別の予算で建設されたものだと思いますが、その改修工事等に交付金を使っていたのかと思います。

続きまして、「理解促進事業」ということでございます。冒頭、制度の趣旨をご説明させていただいたとおり、地域の皆さまのご理解があつてこそその政策でございますので、理解活動につながるような事業であれば広くお使いいただけます。それから、「地域活性化事業」ということでございまして、地域の観光情報の発信、人材育成、地場産業の支援など地域活性化につながる事業に広くお使いいただけます。これも後程ご説明があると思いますが、特産品の開発ですとか水産関係の施設にもご利用いただいております。地場産業の支援という観点からは、地域活性化事業ということでお使いいただいていると思います。それから、「温排水関連事業」ということで、これは特殊なのでご参考までですけれども、発電所を冷却するときに海水を使いますが、その際に海水温が少し上がってしまいますので、逆にこれを利用して養殖ですとか、何か別な有効活用ができないかというメニューでござい

ます。ただ、水産関係につきましては、先程もお話したように地域活性化事業でもご活用いただけると思います。続きまして、「福祉対策事業」でございます。ある意味これは分かり易くて、神恵内村さんでも診療所や保育所、そういったところに使われていると思いますが、全国的にも非常に多く使われているメニューでございます。施設の整備、運営費、人件費ですとか、そういったことに使うことができます。続いて、「企業導入・産業活性化事業」でございますけれども、工業団地の造成など商工業の企業導入の促進事業と書かれていますが、分かり易い例で言いますと、例えば、岩内町さんの工業団地のような施設の造成ですとか、そこに企業を誘致する費用ですとか、例えば優遇措置を設けるとか、そういったことにご活用いただけます。それから、「給付金交付事業」ということで、電気代の割引などにも活用することができます。その下、「維持運営費」でございます。これまでご説明してきたメニューの範囲内であれば、電源交付金で整備したものだけでなく別の予算で設置されたものの維持運営費に充てることができます。更に、「基金造成事業」でございます。これも後程ご説明があると思いますが、交付年度に使い切らなくても、交付金を積み立ててまとめて使ったり、それから後年に維持補修費がかかってきますけれども、そのために積み立てておくといったこともできます。過去には、公共施設を整備して、逆にそれで維持補修費がかさむとか、大きな事業をやろうとしても単年度予算では足りない、そういった指摘などもございましたので、そういったことを含めて地域の皆さまに、より有効に活用していただけるように制度改正などの見直しなどがされてきたという経緯もございます。

次のページですけれども、これはこの時間ではご説明しませんが、テーブルトークのときに、より使い道のイメージが湧くようにということで、もう少し詳しい資料をつけさせていただいています。これもパンフレットの中にありますので、そちらでご覧いただきながら後程テーブルトークのときに、使い道のイメージにしていいただければと思います。

それから最後ですね、この資料につきましては、何度か目にされている資料かもしれませんが、改めまして、前段で初期対策交付金のご説明をさせていただきましたけれども、最終処分施設に限らず発電施設も含めて、立地の可能性の調査の段階から、その段階ごとに交付される仕組みとなっているということでございます。なので、最終処分施設だけに限った制度ではなく、この電源立地地域対策交付金全般的にこういった制度になっております。交付限度につきましては、先ほど申し上げたとおり、文献調査については最大 20 億円、単年度で 10 億円、概要調査については 70 億円、単年度 20 億円と規定されているということでございます。次に進もうとする場合には、都道府県知事と市町村長のご意見を聞き、これを十分に尊重することとしていて、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して先には進まないということになってございます。

駆け足でご説明してまいりましたけれども、分かりにくい点ですとか、この辺をもう少し聞きたいというような点につきましては、この後テーブルトークに入らせていただきますので、後程ご質問等をいただければと思います。ありがとうございました。

○ファシリテーター

どうもありがとうございました。質問あるかもしれないんですけども、この後グループワークでお話ししていただくことができると思いますので、そちらでご質問いただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、今、交付金の制度についてのご説明をいただきましたが、実際に交付された交付金が、これまであるいはこれから、どのように使われてきたのか、あるいは使う計画なのかということについて、役場からご説明いただきたいと思います。

それでは高田課長、よろしく願いいたします。

○神恵内村

ただいま国のほうから交付金制度について説明いただきましたが、私から、ではこの交付金を村はどのように活用していくのかということについて説明させていただきます。

はじめに、これまで神恵内村には電源立地地域対策交付金がいくら交付されて、どのようなことに使ってきたのかということ振り返ってみたいと思います。これ以降は、交付金と呼ばせていただきます。

こちらですけれども、泊発電所 1 号機 2 号機に係る交付金の活用実績になります。泊 1 号機は平成元年 6 月、2 号機は平成 3 年 4 月に営業運転を開始しましたが、発電施設の着工から運転開始後 5 年までの間に交付される促進対策交付金相当分として、昭和 59 年度から平成 3 年度までの 8 年間で交付総額は 12 億 3,481 万 5 千円となっています。交付金で整備した施設ですが、地図上に落とし込んでいますのでご覧いただきたいのですが、川白、珊内、赤石、神恵内の各地区において水産物荷捌所の整備、各地区漁港または舟入場の船揚場や巻き上げ機を整備した他、冷蔵センター、活魚畜養センター、養殖作業所などが、この時期に造られました。また、右側に記載していますように、青少年旅行村の敷地内にバンガロー、トイレ、炊事場、郷土資料館、青少年スポーツセンターが整備されまして、あと神恵内村商工会が今入っています商工観光センター、現在の IP 告知放送設備の前身となる防災行政無線施設は、自然災害から住民の皆さんを守るだけでなく、この泊発電所の建設に伴う原子力防災体制に万全を期すという目的で、平成元年に整備されております。なお、太字で記載しているのが、交付金を 1 億円以上充当した、使った事業として示しています。このように、最初の交付金ですが基幹産業である漁業の生産向上のための施設や、道路交通網の整備が急速に進むなかで、積丹半島の周遊道路が平成 8 年に開通することを受けまして、漁業と観光が共存できる体制づくりを目指して活用しています。

2 ページ目は、泊発電所 3 号機に係る交付金の活用実績になります。泊 3 号機は、平成 21 年 12 月に運転を開始しまして、1、2 号機と同様に施設の着工から運転開始後 5 年までの間に交付される促進対策交付金相当分と合わせまして、今回と同じ初期対策交付金相当分の交付も受けておりまして、平成 13 年度から平成 26 年度までの 14 年間で、交付総額は 19 億 1,666 万円となっております。こちらの交付金で整備した施設を、また地図上に落と

し込んでいますのでご覧いただきたいのですが、珊内地区浄水場の改築、赤石集会所の新築、神恵内中学校の改修は(2)と記載していますが、これは2回実施したという意味になります。また、右側部分には村道神恵内中学校線融雪施設の設置、これは青雲坂のロードヒーティングですが、平成元年度から2年度にかけて整備したロードヒーティングは灯油による温水循環式だったのですが、これを電熱線方式に改修したものになります。また、平成16年度には火葬場を新築しまして、平成21年度から22年度にかけては、左の表の下段に記載の現在のIP告知放送と、テレビ地上デジタル放送の設備を整備しております。また、その他としまして、ご覧のように施設の改修がメインになっているのをお気づきかと思うのですが、表の記載にありますように、消防車、じん芥収集車、マイクロバスなどの車両購入、またソフト事業としてイベントの開催経費に交付金を充てたほか、平成16年度から各種基金の積立を始めています。また、維持補修基金というのは、施設の修繕補修のために使いますが、維持運営基金は、この交付金で整備した施設の維持運営費として人件費や光熱費などに充てることできるようになっております。このように、3号機の交付金は住民福祉の向上のための基盤整備の他、現状の施設の維持補修のために主要な財源として活用してきました。

次のページでも泊3号機に係る交付金で整備した施設を紹介していますが、先ほど国からご説明がありました移出県相当分について説明させていただきます。移出県相当分は先ほど国から説明いただきましたので省略いたしますが、これまでの交付金は、公共施設整備計画などを作成し、その計画に基づく期間に交付金が交付されてきたんですけれども、この移出県相当分は、毎年度使い切りの交付金であることから、なかなか大規模な公共事業を短い期間に行う日程に余裕がないことなど、また交付金で整備した施設が老朽化が進行するというところで、最初に建てた施設が一斉に更新時期を迎えることから、そのための財源として基金を積み立て、施設の長寿命化を図ることで、将来世代に対しても恩恵を享受していただくとするものでございます。現在も、文献調査の実施に伴う交付金とは別に、北海道を經由して交付される間接交付分として交付されていまして、今年度の交付額は8,776万円で、これまでの交付総額が記載のとおり12億1,426万円となっています。左の表の上の二つの事業ですが、こちらは村の保健師や保育士、神恵内消防支署の消防士の人件費の一部に、毎年度交付金を充当しています。職員の人件費というのは、容易に削ることのできない経常的な経費ですけれども、ここに交付金を一部充てることにより、元々国から地方交付税などで交付された人件費の分を、逆に村の独自の住民サービスに使うことができるので、とても貴重な財源となっております。

そして次のページで、この度の交付金の使い道について説明させていただくわけですが、既にご存知のとおり、近隣町村への配分として7,500万円を3町村に2年分で4億5千万円、神恵内村の交付総額は、これを差し引いた15億5千万円となっています。地図上に示した事業は、実施年度と交付金をいくら使ったかということも記載しています。昨年度実施したのは、左上の消防神恵内支署の救助用備品購入のための補助で450万円、右上から歯

科診療所の X 線装置、デジタルレントゲン用スキャン装置など医療機器の購入に 1,610 万円、診療所において滅菌器、血液ガス分析装置などの医療購入機器の購入に 175 万円、じん芥収集車の購入に 1,615 万円を使用しました。また、今年度令和 4 年度においては、神恵内漁港荷捌所の屋根施設設計にかかる経費として 500 万円を古宇郡漁協に補助したほか、診療所ではデジタル眼底カメラ、超音波画像診断装置、内視鏡システムなどの医療機器購入で 1,500 万円、更に神恵内診療所の運営事業として医師の person 費に 1,162 万円、その他一般廃棄物の収集業務を委託している事業者に対する業務委託料として 900 万円を交付金で活用したいと考えています。この交付金も先ほどの移出県相当分と同様に、令和 3 年度 4 年度、各年度において使い切りとなっております。特に初年度の昨年、令和 3 年度は交付金の配分額が確定したのが 9 月の半ばであったことから、交付申請、交付決定を経て 3 ヶ月余りの期間で事業を行うというのは難しいことから、下段に記載のとおり残る交付金は基金として積み立てることにしました。今年度の令和 4 年度においても、主に昨年度に積み立てた基金への積み増しとして基金造成を行いたいと考えています。

最後のページをご覧ください。こちらが基金造成事業の一覧となっております。現在、事業は七つに分類していますが、これまで個別バラバラに積み立てて管理していた基金は、神恵内村電源立地地域対策交付金事業基金という名前で一本化しました。最初に上段の二つに対しては、古宇郡漁業協同組合に対する補助事業で、水産基盤施設整備費補助事業というのは、組合の荷捌所と製氷施設の解体工事費、それから建設工事費のほか、ホタテの養殖海中施設の改修工事費、また水産物増養殖推進事業といえますのは、ナマコ種苗の購入費のほか、人工授精したナマコ稚仔の育成管理のための委託費、これに対して補助したいと考えています。地域公共交通維持対策事業は、村道の維持管理業務や、除雪車のリースの費用などに使う予定です。商工観光振興対策事業では、事業者の皆さまの新たな販路開拓や集客回復、地域の元気回復のために取り組んでいただく特産品の開発ですとか、それらの機材の購入を支援したいと考えています。また、市街地に計画している温泉施設の建設工事費の一部にも基金を充てることも予定しています。また、保健医療社会福祉対策事業では、社会福祉協議会職員の person 費の他、デジタル技術を活用した地域コミュニティ創出のための専用端末。これは現在実証実験中の神恵内チャンネルですが、これの導入の効果が期待される場合は、この専用の端末を追加整備して村民の皆さまに提供したいと考えています。その他、地域防災対策事業や公共用施設修繕維持補修事業では、現在右の欄に老朽化に伴う際に修繕等に積み立てるとしてはありますが、この辺についてはまだ流動的なものになっています。基金はどの事業に、どれだけ積み立てて、何年間でいくら使う、ということ国に計画として承認を受ける必要がありますので、こうして大まかに事業の概要を決めていますが、今後、社会情勢の変化等があつて、また、本日の対話の場の皆さんからの意見などがあれば、もちろん内容については、融通が利くと言いますか、また新たにこの使う期間において見直しを図ってまいりたいと考えています。

皆さま、いろいろなお考えがあるかと思しますので、今日のテーブルトークで、どうぞ忌

憚のないご意見を出していただければと思っております。

以上で説明を終わります。

○ファシリテーター

どうもありがとうございました。この後のグループワークで、テーブルトークでとおっしゃっていますが、テーブルトーク、グループでお話するときにも、役場の方にテーブルに入っていただきますので、分からないことがあったら聞いてみてください。この後、説明に入る予定だったんですけれども、話が長くなって疲れましたよね。ちょっと疲れたので、ここで10分間休憩を取りたいと思います。19時43分から19時53分まで10分間休憩を取りますので、その後、また再開したいと思います。ちょっと休みましょう。お疲れ様です。

○ファシリテーター

これ今、付箋をパタパタと貼ってますけれども、これまでの対話の場にたくさん皆さんが意見を出していただいていますけれども、対話の場を出していただいていた交付金と地域おこし、村おこしだとかについて、皆さん方が思っている疑問だとか意見だとかといったものを付箋に書くと、このくらいあります。実はもっとたくさんあります。ちょっと出すとこれくらい。全部読んでいたら大変なんですけれども、これくらいあるんですけれども、ちょっと分類していくと大きく分けると二つに分けられそうなんです。一つは村の将来についてこんなことが心配なので気になっていきますという意見と、もう一つは、先ほど説明があった交付金の使い方。交付金の使い方について、分かっているような、分かっていないような話なので、これについて説明してほしいという話があったので、それで先ほど説明していただきました。先ほどいただいた資料の中で誤解を生む表現があるんじゃないか、という指摘があって、交付金の資料、道経局さんの資料の最後のページに、このところ、「商工会から村議会に招致要請」と書いてあるんですけども、商工会が村議会に招致を要請したのは、何の招致を要請したのかということが明確に書かれていないので誤解を生むのではないかという指摘をいただきました。その点について確認をしたいのですが、国からご確認いただけますか。

○経済産業省

ご指摘ありがとうございます。今の大浦さんからのお話のあったところは、商工会から村議会に誘致請願というのがありましたけど、「何を？」というのが書いてなくて若干誤解を招いてしまって申し訳ございませんが、これは文献調査について誘致請願ということでございますので、そこはお間違いなきようということで、この場で補足説明をさせていただきます。

○ファシリテーター

よろしいでしょうか。あくまでも請願をしたのは、文献調査について皆さん方に請願をしていただいたということで、もしかして誤解の生むような表現であれば修正させていただきたいと思います。

ということで、交付金のお話と村の将来に向けてのお話をいただきます。今日ですけども、このお話をしようと思います。先ほど経済産業局さんから交付金についてお話をしていたので、交付金の仕組みだとかについてもっと知りたいという方のために、前の二つのテーブルには経済産業局の方に入っていただきます。交付金の仕組みについてもっと聞きたいとか、あそこ聞きたいとか、ここ聞きたいとか、こんな使い道あるのかとか質問をしていただければと思います。後ろ側の二つのテーブルについては、村の将来について語るというテーブルにしたいと思います。村の将来について、私たちはこんなことを思っているということについてお話をします。とはいえ、そんな時間があるわけじゃないので、今日そんな話が全部できるわけじゃないので、今日こっちのテーブルは交付金のお話から始めていきますけれども、次回また同じテーマで、今度は向こう側のテーブルが交付金の話、11回と12回でやるテーマをひっくり返すという作業をやっていって、どちらかでどちらかの話ができます。というような仕組みにしていって、今回と次回とで2回セットで考えています。

グループでの話し合いの進め方ですけども、まず後ろ側の村の将来についてお話をしようというチームですけども、最初の問いかけとしては、「神恵内の好きのところ、神恵内のいいところ」、そこから始めましょうよね。神恵内の皆さん方、どんなところがいいところですか、どんなところが好きですか、についてお話を聞いてから、とはいえ、神恵内にも課題があると思います。こんな課題がある、あんな課題があるというお話をさせていただいて、これから先、村の将来について、「こういうことをやってほしい、こういうことをやりたい」、あるいは、「こうあってほしい」といったことについて、みんなで話をしていければいいと思う。夢物語でいいです。実現できなくても構いません。ここに出てきた将来の希望とか提案とかの中から拾って、この先何度か同じような対話の場、村の将来だとか、この先についてどうしますかに関わるようなテーマがどうしても出てくるので、ここから拾っていって、次の対話のテーマを拾っていければなどと思っていますので、何かこんなお話をいただければと思います。こちら側の交付金のチームですけども、交付金の制度について質問をしていただければ結構なんですけれども、途中で質問が尽きちゃうかもしれませんね。交付金の使い方のお話をしてもいいですし、このお話が終わったら、村の将来のチームと同じ問いかけを始めていってください。いずれにしても次回はやりますので。神恵内の好きのところだとか、いいところ。11回と12回は同じメンバーで同じテーブルでやりますので、今回中途半端で終わっても大丈夫です。次回にまたお話することができるので、そのへんはご心配なくということで行こうと思っています。

最後15分間と書いてありますけれども、ちょっと時間を押したので最後の振り返りを10分間でやろうと思っています。10分間振り返りをしますので、各テーブルに2分ずつ時間を差し上げますので、どんなお話があったのかということについてファシリテーターから

お話いただければと思います。

それではあまり時間が無くて申し訳ありません。今から 8 時 20 分まで 20 分間テーブルワークをしたいと思います。

(5) テーブルワーク（映像のみ公開）

(6) テーブルワークにおける状況説明

○ファシリテーター

それでは共有に入りたいと思います。漆田さんの所は準備ができたかな。2 分間、時間を差し上げますので、どんなお話があったのか。

○テーブルファシリテーター

村の将来について話す C グループです。改めて共有しますが、ざっくり 3 点くらい要点をとということだったので、まず出た意見の中で大きいのは、日本一の子育て環境がある村にしたいということ、そして、自分たちが高齢者になった時に最低限のサービスすら維持できているか不安だという中で、例えば、今実用化が進んでいる自動運転ロボットを活用した福祉バスを走らせるとか、最新の技術を取り入れた福祉サービスができる村というものを交付金を使ってどんどんやっていったらいいんじゃないか。あとは、特に漁師、先程の交付金の使い方の説明の中でも、ウニの養殖とかそういったところに交付金を使うというのはあったんですけど、それでは現状漁師が増えない、もっと漁師自体を増やすための具体的な支援をやっていく必要があるんじゃないかと。大枠で 3 つ、そういう意見が出ました。もうちょっと具体的に話していくと、例えば、子育てというところで言うと、神恵内村に暮らしていれば子供の歯の矯正が無料で出来ます、と。それが 3 年かかるのか、5 年かかるのか、10 年かかるのか分からないけど、とりあえず完全に矯正するまではずっと村に暮らしていたら無料で、あるいは補助金がありますよ、と言えば、ずっと神恵内村で子育てをしてくれる人はいるんじゃないかと。別に仕事は他の街とかでもいいんじゃないか、とか、そういうアイデアとかが出ていました。

以上です。

○ファシリテーター

どうもありがとうございます。村の将来について、いろんな提案をいただきました。歯の矯正とか面白いですね。

それでは次、D チームお願いします。

○テーブルファシリテーター

正面向かって右後ろの D チーム神恵内の村の将来について話しました。神恵内のいいところ、課題将来の希望・提案を皆さんに出していただきました。いいところ、まず、なんといっても自然が豊かで旬のものが食べられる。食べ物で四季の流れを感じられる。「これからの季節って何ですか？」と私、聞いてみたんですけど、タラ、アンコウ、ふのりとか、いろいろ美味しそうな冬の季節がまたやってきます。あとは顔を知っていると、交流の場がたくさんあって、みんな仲がいい、そういうところも神恵内のいいところだよ、と教えてくれました。一方で、神恵内の課題、バスが無くなる、お店が減っている、空き家が多い、とかいろいろあるのですが、どれも人口が減っているという、この問題がすごくいろいろな課題を引き起こしている、というお話が出てきました。今、人口 790 人ぐらいだそうですが、1,000 人切ったぐらいから急激に減っている、小さくなってしまっているという話がありました。

将来への希望・提案、やっぱり人口が少なくなって子供が少なくなって寂しいね、というところの裏返しで、子供の声が聞こえる賑やかな村、子育て世代が増える村、あとは新しい事業者とかお店とかまた入ってきてくれたらいいな、という希望や提案がありました。

以上です。

○ファシリテーター

どうもありがとうございました。次のチーム行きましょう。櫻木さんのところ行こうか。

○テーブルファシリテーター

テーブル A です。交付金のお話をしました。話の中で出たのが、まずは基金の使い道、用途、自由度はあるの？ 今日、説明された以外に、新たな使用方法ってあるのかな、提案できるんだろうか、という話が出ました。例えば、人口減の働き手不足で外国人の雇用を使いたい、とか、あと、村おこし運動に交付金を使えるのか。例えば、施設を造ることだけではなくイベントそのものの補助をしてくれる方法はあるのかな、という話が出ました。それに対して「使えますよ」と。「スポーツ施設も場所も企画も補助金で、基金で使うことが可能ですよ」と。ただ、期間延長は NG で 10 年度の期間内であれば使えますよとか、あと村の条例で申請をしてほしい、と。ただし、途中変更も OK なんだけれども、当初の段階で、「これに使いたいよ」という予定をちゃんと出してくれないと、突然この予算を使いたいんだよね、といっても使いにくいよね、という話で計画的に村のほうと話をして使い道を決めてほしい、という話が出ていました。ただ、その申請も途中で変更しても OK です、という話が出て、できるだけ村民間で不公平が無いように基金は使ってほしいね、という話が出ていたりしておりました。

結果的に言うと、村で考えたことなら何でも使えるようにしてほしいな、という、「使ってくれ」というような意気込みが交付金にあると嬉しいな、という話が最後のテーブルの話でした。

以上です。

○ファシリテーター

どうもありがとうございます。それでは、最後 B チーム。

○テーブルファシリテーター

交付金のチームです。まず、交付金の出处。交付金が生まれる場所を確認しました。「交付金は税金？」というところで、答えは「イエス」で、「電気料金の中に入っています。電気を使った人が払っている中から税金として納め、それが分配されるという仕組みになっています」。「交付金は一度にまとまってドーンと村に入る？」という質問の中で、答えは「ノー」で、「目的や期間でばらつきがあります。初期費用として神恵内が国に申請をしてお金が入ってくる。そして使い終わったことを確認されて国が村に対して支払いをします」という話になったんですが、「領収書を出してもらって、出してからお金をもらうんだったらお金なかったら困るじゃん」という話になって、「いや、お金がない場合は概算払いだったり、事前に精算をしたり」という、お金の入るタイミングの話の確認がちょっと出ていました。

そして、「交付金ということが接したことがなくて、あまり身近に感じないんだけど」という話の中から、「毎年、給付金交付事業の中として、電気代として 4,000 円から 5,000 円ぐらい入ってくるお金があるよ」という話をして確認をしていました。ということで、「発電所がある所には、火力でも水力でも交付金というのは出ていますよ」という話がありました。

以上です。

○ファシリテーター

どうもありがとうございました。たくさん意見を出していただいて、ありがとうございます。一つ一つ丁寧に振り返りたいんですけども、もう 31 分になっちゃいました。次回、またこの続きをやりたいと思います。今回とメンバーは一緒ですけども、テーブルに入る人が入れ替わります。次回もう一度このお話をして、その時の振り返りは、もうちょっと長めに取りましょう。もう少し、どのテーブルでどんな話が出たのかということで、今日はさっぱりと終わらせていただきたいと思います。

ちょっと時間を押しちゃいましたけど、どうもありがとうございました。これで終わりたいと思います。

○NUMO

ありがとうございました。以上をもちまして、第 11 回対話の場を終了したいと思います。次回ですが 1 月末から 2 月上旬頃の開催を考えておりますが、また委員の皆さまにご都合を伺いまして開催日を決めたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

以 上